

じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

第 53 号 (2016 年 10 月)



もくじ

○評議員のページ「ギョ!ギョ!ギョ!『あたらしい憲法草案のはなし』」	3
○評議員のページ「『吉本百年』といわれることのすごさと危うさ(前編)」	5
○監事のページ「田舎からの発信」	11
○楽遊ガイド「障がい者と『感動のドラマ』について」	14
○2016連続講座「『橋のない川』と部落解放運動」	16
○報告「誰が差別をつくるか③」	21
○書評「各分野の専門家が伝える子どもを守るために知っておきたいこと」	27
○新聞切り抜き帖から「貧困バッシング騒動をとおして思ったこと」	29
○豊中地域から「ふれあいネット(五中校区地域教育協議会)」	30
○蛭池地域から「地域福祉の連携を!」	32
○インフォメーション	33
○編集後記	35

表紙の写真「真宗寺(蓮華寺)」

破 戒 藤 村

第壹章

(一)

蓮華寺では下宿を兼ねた。瀬川丑松が急に転宿を思ひ立って、借りることにした部屋といふのは、其蔵裏つゞきにある二階の角のところ。寺は信州下水内郡飯山町二十何ヶ寺の一つ、真宗に附属する古刹で、丁度其二階の窓に倚凭つて眺めると、銀杏の大木を経て、飯山の町の一部分も見える。

『破戒』は、島崎藤村が1906(明治39)年に自費出版した初の長編小説。被差別部落出身の小学校教師・丑松が、世間の賤視・偏見の中で苦悩・煩悶しながら、出自を隠せという父の戒めを破って、教壇を去るまでが描かれている。しかし、差別語の使用や丑松が土下座するところなどの問題点が指摘され、絶版・再版・改訂が繰り返されてきた。1922(大正11)年の全国水平社の結成に先立つこと16年であったことを考えると、部落問題を真正面に据えた『破戒』の先駆性は明らかで、その文学的価値も比肩すべきものがない。だからこそ100年以上たった今日でも読み継がれているのだろう。

長野県飯山市は寺の町、「信州の小京都」または「雪国の小京都」とも呼ばれ、飯山城跡を中心に22ヶ所の寺が点在している。「真宗寺」もその一つで、「蓮華寺

では下宿を兼ねた。」で始まる「破戒」の「蓮華寺」はこの寺だ。境内の一角にある文学碑には冒頭の1節が刻まれている。

丑松青年の煩悶と葛藤は、不条理な差別に堪えざるを得なかった時代を生きた多くの人々のものでもあったし、それは水平社と戦後部落解放運動を経た今日においても、悩ましく、生々しいものとしてある。その意味では、「破戒」が提起した「隠す」と「暴く」をめぐる問題にどう決着をつけるのかは、部落問題の解決の根本問題であると言ってもいい。昨今、全国の被差別部落の所在地情報を網羅した書籍の出版を企てたり、データをネット上に公開する事件がおきているが、これは部落差別を扇動・拡散する犯罪であり、被差別部落出身者の自己決定権を奪う暴挙と言えよう。藤村が130年前に投げた問いに答を出さねばと思う。(佐佐木寛治)

ギョ!ギョ!ギョ!

評議員のページ

「あたらしい憲法草案のはなし」

著：自爆連著

寺本 美鶴（評議員）

う～ん、最近こんなに驚いた本にお目にかかった事はない。
この本に書かれている内容は本気なんだろうか？

パラパラとめくっただけでも、現憲法の三原則は①国民主権②戦争放棄③基本的人権の尊重だが、この本による自民党が考えるあたらしい憲法の三原則は

- ①国民主権の縮小
- ②戦争放棄の放棄
- ③基本的人権の制限（「本文より」）

と目に飛び込んできた。

どうい事なんだろうと読んでみると

①については 国民がまちがった考えをもたないよう、自分だけがえらいと思わないよう、国民主権について、考えなおすことになったのです。

②については 日本は「戦争の放棄」を放棄して、軍事力を自由に行使する（使う）ことのできる国になるのです。

③については 基本的人権はもう十分すぎるほど尊重されています。これ以上、人権が大事、人権が大事といいつづけたら、国民は身勝手になるばかりで、国の仕事がしにくくなってしまいうでしょう。（「本文より」）

と書かれている。

開いた口がふさがらないとはこのことだと思いながらも怖いものみたさで買ってしまった。

読んでみるととにかく現憲法の個人の



人権はすつとんで、お国大事、お国のために人があるといった、戦前の、それも戦争中の考え方そのものになっている。

その個人の尊重に関しては、現憲法は13条でくすべて国民は、個人として尊重される>となっているが、憲法草案ではくすべて国民は、人として尊重される>となっている。

これに関しての説明がすごい。

「個人」と「人」。たった一字の差ですが、これは大きな違いです。「個人として尊重される」といったばあい、ひとりひとりの個性や考えかたのちがいを尊重するという意味です。いっぽう、「人として尊重される」というのは、ひとりひとりの個性や考えかたはどうでもよく、人間としてあつかえばそれ

でよろしい、という意味です。きょくたんという、動物あつかい（おりにとじこめる、くさりでつなぐなど）しなければ、それでよいのです。とくに「人として問題な人」の人権は、尊重しなくてよいでしょう。（一部略）憲法草案は人権を剥奪（うぼう）のではありません。人権を制限したい（はんいをせばめたい）だけなのです。

（「本文より」）

と書かれています。

「人として問題な人」とはだれが決めるのでしょうか？この本によると国に異議を唱える人は「人として問題な人」です。

いろいろ書かれています、最後に「強く美しい国をめざします」とこのような事がかかれています。

憲法を変えるということは、国のかたちを変えることです。そうして一度、国のかたちが変わったら、もとにもどすのは困難です。憲法はかえやすくなるのだから、いやならまた変えればよいと思うかもしれませんが、それはまったくまちがいです。

この憲法草案がほんとうの憲法になったら、いろいろな人の意見をきいて、なにがよいかを国民みんなできめるといふ政治ののやりかたではなくなるからです。国民主権は縮小され、基本的人権は制限され、情報は統制されますので、政府に反対する意見は日本から消え、国民は政府によるこんでしたがうほかなくなるでしょう。

「強く美しい国」は、国外の敵（日本をこうげきしてくる国）と勇敢に戦い、国内の敵（政府に反抗的な人々）

を強い力でだんあつしなければ、つくれません。ですから憲法の三原則を変更し、国防軍をつかって、緊急事態条項をもうけたのです。

ここでおはなしした以外にも、憲法草案にはおおくの変更があります。自民党の人たちは強い意志とかくごをもって、この草案をつくったのです。みなさんも、二度と引きかえせない道にふみだすのだ、というかくごで、よくお考えください。勇気をもって憲法を改正すれば、みなさんも「強く美しい国」の一員になれるのです。おわり（「本文より」）

よくここまではっきりと書いてくれました。なんとなく感じていたことはこういう事に対する不安だったのだと気がつきました。

親切なことにこの本には資料として現憲法ができた時、文部省が中学1年生に向けてつくった教科書「あたらしい憲法のはなし」と「自民党憲法改正草案」が載せられています。

憲法が変えられるというのはここまで変わるんだと、はっきり見える形にしてくれた本として多くの人に読んでもらいたい。



「吉本百年」といわれることのすごさと危うさ（前編）

西田 益久（評議員）

テレビではどのチャンネルでもお馴染みのタレントや芸人が大活躍である。とりわけお笑い芸人らが得意のギャグやアドリブでスタジオを沸かしている。バラエティ番組に限らず情報番組や報道番組さえテレビタレントや芸人がコメンテーターとして自分の生活感覚からのコメントが求められる。最近では芸人がバラエティに限らず情報番組のMCまで担っている。

売り出し芸人がバラエティ番組で雛壇に座っていたかと思うと、いつの間にかレギュラーとなりやがて局アナとMCを担っている。中には局アナと親しい関係になる芸人も少なくない。下剋上さながらの浮き沈みの激しい世界でもある。しかし、彼らはメディアの世界で不動の地位を築く者も少なくない。

彼らが期待されるのは芸人としてのアドリブでありパフォーマンスである。話題は芸能界のスキャンダルから社会問題に至るまで舌鋒鋭くツッコミとボケでスタジオを煙に巻いてしまう。しかも芸人と言っても落語家や歌舞伎といった芸人ではなく、ほとんどがいわゆる旬な漫才師たちなのである。最近では高学歴の芸人も珍しくはない。笑いがとれて高学歴ともなると彼らは番組から引く手あまたである。その大半が吉本所属の芸人である。

なぜ漫才師がここまでメディアに重宝されるのか、芸能と言えば文楽、歌舞伎、能狂言、そして落語、講談師や浪曲師

などが知られているが、漫才師だけがかくもメディアの世界を席卷するのか。しかも、なぜ吉本の漫才芸人が強いのか、その理由を「吉本百年」から探してみたい。

2012年「吉本百年物語」、吉本の総力を挙げて12回に渡る演出で公演がなされた。共演された俳優たちはこぞって吉本の凄さを持ち上げた。創業者の吉本せいが1912年に天満天神の横に「第二文芸館」を旗揚げして以来百年、吉本せいは「今太閤」「今小林一三」などと手腕を評価され、今や全国区になった吉本興業の演芸と笑い、お笑いの殿堂として演芸界に君臨している。

大阪松竹座では「笑う門には福来る」と吉本せいを演じるのが藤山直美である。かつて松竹演芸のライバルであった吉本せいを松竹座の舞台に上げるのである。隔世の感あり、ただし木戸銭はなんばグランド花月のように懐にやさしくはない。



①日本の伝統芸能は被差別民により創作された

昨年亡くなられた桃山学院大学の沖浦和光（1927年～2015.7.8）先生は、伝統芸能のすべては人から賤しまれ蔑まれた下層社会から生まれたものである。例えば歌舞伎、能狂言、文楽そして落語や漫才などの演芸全般が被差別文化として知られたところである。それらは下記の劇場で演じられているのが面白い。

ア 国立能楽堂

イ 国立劇場

ウ 国立文楽劇場

エ 国立演芸場

先生は、日本の伝統芸能のうち文楽、歌舞伎、能楽はユネスコ世界無形遺産として高く評価をされているが、4つの劇場の運営はいずれも国営である。国が被差別文化をルーツとする伝統芸能にお墨付きを与え保護していることは興味深いと語っておられた。

②吉本せいの生い立ち

吉本せい（1889～1950）は兵庫県明石市に生まれ実家は米穀商、幼い頃から店先に立ち、米一升を計り売りする時に、「おばさんまけとくね・・・」と、もみじのような手に米を一掴みしてサービスしたという。そんなことが評判となり店は繁盛したとか、すでにせいの商才が潜んでいたエピソードとして知られる。

20歳の時に大阪船場に嫁ぐことになる。大阪中央区上町本町橋にある荒物

問屋「箸吉」の吉本吉兵衛（後に泰三）と商売をする。ところが吉兵衛は商売より演芸道楽に^{はま}嵌り商売を顧みない。商売はせいに任せたきり、やがて店は破産寸前にまで傾く。困り果てたせいは「あんさん、なら演芸でもやりまひょう」、旦那の道楽を商売にすれば少しは仕事に身が入るかとも思つての判断だった。店をたたんだ金で天満天神横の寄席小屋を買う。

これが1912年天満天神横で吉本の旗揚げとなるのである。



③「吉本百年」のはじまり、第二文芸館のオープン

当時の演芸というと落語が主流であった。人気者の落語家はすでに一流の演芸小屋が専属契約を結んでおり、せいが経営するような場末の高座には上がってもらえなかった。落語家を育てるには時間がかかる。噺家修行は見習いから始まり、前座、二つ目（一人前）

となり、やがて真打になる。吉本には時間も、そんな人気噺家を呼び込むをだけの資金もなかった。そんな事情から、せいは落語抜ききの演芸を考える。落語をメインにするのではなく、色もの（落語以外の演芸のこと）である物真似、音曲、剣舞、曲芸、軽口、怪力、琵琶、義太夫などをメインにした。



それらは旅芸人たちの大道芸である。吉本せいは、これまで大道芸と言われた芸人たちに声掛けし、第二文芸館の舞台上げたのである。今まで道端や寺社の境内の端で演じていた芸人たちは、小屋で演じられるだけでも感謝し大熱演したそうである。入場料もわずかの5銭、他の寄席小屋の3割程度だったとか、こうして落語を外した色もの演芸にかけたのである。旧弊に捉われることなく演芸界の常識に逆らったの興業であった。

吉本せいが色ものを舞台の中心に据えようとしたことには、これ以上言及しないが、おそらく明治以後に千日前を開いた香具師の奥田弁次郎とフミに負うことが多いと思われる。二人は人の寄り付かない刑場や墓地跡であった千日前を歓楽地に仕立てて行く。道頓堀筋は江戸のはじめから芝居小屋で賑わいを見

せていた。弁次郎やフミは千日前に旅芸人たちを中心とした大衆演芸で客を道頓堀から引き込もうとした。こうしたバックグラウンドがあったから、せいもしきたりのうるさい落語を捨てて、色ものとしての演芸に賭けたのだろう。弁次郎の背中をせいが追っかけたのかも知れない。

色もの演芸に鞍替えをしたことからせいの細腕繁盛記が始まるのだが、彼女は芸能に対して理解があった訳でもなかった。演芸も夫泰三の道楽が高じたのであって、せいは「かつて芸人は河原乞食と呼ばれ蔑まれてきたはずや、せっかく船場に嫁いだのに何が悲しくて芸能なんかやらんなあかんのや」と周囲に漏らしたとか、当時の芸人に対する差別意識は彼女自身にもあった。せいは芸人らを見下していたが商売として活かす道考えた。船場の暖簾を失っても、商売の暖簾はおろしたくなかったのが本意だったのだろう。

吉本は色もの芸人を探すことに躍起になる。演芸は素人、新参者の寄席小屋の高座に上がる噺家などいない。吉本せいが絞った知恵は興業としての演芸だった。落語より面白い演芸を舞台上演することである。伝統や格式を自認する噺家より、笑いのとれる演芸に吉本の未来を託した。入場料5銭というと今の500円から600円くらいの安い演芸ではあったが、芸人にうんと汗をかかせ笑いを追求させた、彼ら大道芸人も多く一定の収入が保障されるならと踏ん張るのである。

④千日前に吉本「花月」とのれんがかかる

1915年（大正4）、吉本せいが大きな演芸の幟をあげたのは法善寺の蓬莱館（金沢亭）を買い上げたことから「南地花月」として始まる。これが「花月」の始まりである。彼女は金沢亭を買収した後、路地の八卦に将来を占う。すると「花と咲くか月が陰るか、ここは勝負の時や・・・」と出る。一か八かやってみないと分からないという八卦から「花月」の看板を法善寺に掲げたのである。

花月は旧慣に捉われなかった。まず舞台のフットライトを設置する。舞台に立つ芸人に足元から照明をあてたのである。フットライトにより舞台が華やぐ。



当時は棧敷席が中心で座布団に座るのが一般であったが、彼女は椅子席に改装した。場内は夏場ならまだ珍しい扇風機などを設置し客の関心を引いた。「旬刊芸能タイムス」という雑誌を刊行する。芸人のエピソードや吉本のPRを盛り込んだ。入口に「花のれん」を掛けた。のれんには季節の草花を写し「花のれん」と評判を呼んだ。お茶子にも丁寧な接待を求め器量の良いの

を並べた。

吉本は演芸を商売にしたのである。色ものを重視し木戸銭10銭（相場の五分の一）という破格の料金で客を集めた。客は名人の落語より扇風機や椅子席に興味を引かれお茶子目当ての常連も増えた。下足番は雨降りなら帰りには草履の汚れをぬぐう心遣いも忘れなかった。

吉本が打ったもう一つの策が芸人の月給制（1922年～）である。これも当時の常識を一変させた。芸人の給与は集客に応じて興業元と山分けするのが慣わしであった。大入りが続くと収入は増えるが客足が遠のくと減収になる。わかりきった支払方法だったが、それを月給制にしたのである。芸人にしてみると安定した収入ということで魅力があった。吉本に契約する芸人が増えていったのは当然である。実際は月給（銭）で芸人を縛ったのである。

吉本は新興の演芸集団である。2代目三遊亭円遊、笑福亭松鶴、桂小文枝、個性派の浪曲師の広沢虎造や伊丹秀子など、手品、曲芸、万歳、八木節、演舞など、客が好きそうなものを片っ端から舞台に上げた。その頃、吉本せいの実弟正之助しょうのすけが吉本に加わり、さらに全国から芸人を呼び寄せてくる。スカウト兼マネージャー役で吉本を全国区にのし上げていく。

どこかの舞台で安来節が評判となる。せいらは安来の本場に出向き、そこで駅に近い置屋で「どこぞに客呼べるような安来節がないやろうか」、そう言い残して礼に大金を置いていった。

ほんの立ち寄っただけでそんな大金置いていかれる吉本ってどんな人？置屋がみるみる吉本の風聞を流してくれる。地方の狭い土地のこと、吉本せいらが安来節の師匠を訪ねる頃には大金が効いていて交渉は瞬く間に成功するのである。

こうして呼び込んだ芸人たちは西成区山王「てんのじ村」に住ませ、「長旅で疲れたさかいにゆっくりしなはれ」と、1ヶ月ほど遊ばせる。舞台に立つのはそれからである。吉本せいには後は「しっかり稼いでや」と、芸人に恩を着せたのである。吉本せいは抜けない商売人である。

1927年（昭和2）8月、道頓堀の弁天座で吉本と松竹が共同して行った「諸芸名人大会」を開催する。その年12月、大阪弁天座で「全国萬才座長大会」を開催、さながら今で言う「M1グランプリ」である。「落語名人大会」とはしなかった。とにかく漫才を演芸の中心にしようと躍起であった。

⑤漫才をラジオにのせて笑いの王国に

1930年代、吉本演芸の集大成、「花菱アチャコ・横山エンタツ」の漫才が絶頂となる。吉本専属漫才師は48組。さらに千日前の「南陽館」を漫才専属館として、木戸銭を「10銭漫才」として人気を高めた。安くて面白い漫才を演芸の中核に据えた。

二人は正装のモーニングを着用し、言葉づかいも「僕・君」と品よく語り、

掛け合い漫才を基本とした。「早慶戦」が有名である。モーニング姿の正装は「千秋万歳」の伝統を守ろうとしたのだろう。音曲はなく話芸のみで聴衆を沸かせた。これが漫才の原型である。万歳の名も大正末期に起こった「漫談」ブームにちなんで、吉本興業により「漫才」と名付けられた。また東京では吉本興業の芸人であった柳家金語楼が東京に住まう自分の弟子から「リーガル千太・万吉」の漫才師を誕生させ、東京漫才の祖とした。

1925年、NHKラジオ開局の時代となる。そして吉本にも予期せぬことが起こる。専属契約を結んでいた桂春団治が吉本に無断でラジオに出演する。彼ばかりかエンタツ・アチャコもNHKに出演する。ラジオのスピーカーから春団治の名調子が流れてくる。吉本はラジオ進出には気が気でなかった。ラジオ出演が進むと演芸小屋に客が足を運ばなくなる。ところが実際はラジオ人気により生の落語や漫才を観たくて客足はさらに伸びたのである。何より、吉本の看板となる漫才が国営放送の電波に乗って全国に放送された。ラジオの普及と共に吉本興業の名も全国にまで知られるようになる。



1928年、林正之助の実弟林弘高ひろたかが東京の大学を終えて東京営業責任者になり東京進出を本格的にめざすようになる。

⑥漫才・万歳のルーツをさぐる



さて、漫才とは二人組みがボケとツッコミ役に分かれ掛け合う。漫談芸をしながら滑稽な話しをして笑いをとる演芸のことであり、1980年代に「横山やすし・西川きよし」を頂点とする大ブームが起きた。駆け足で漫才の歴史を辿ってみる。

漫才は万歳と表記し、万歳の歴史は中世（12～16世紀）にまでさかのぼるとされる。「万歳」といわれたように宮中や寺社などで「万年までも栄えるように」と祝詞と歌舞音曲を披露した。一人が扇をもって舞い、一人が鼓を打って調子をとる。これが「千秋万歳」とされ万歳の原型とされる。

千秋万歳は、やがて二人が「太夫たゆう」と「才蔵さいぞう」に分かれ素襖・風折烏帽子かぜおりえぼしと腰鼓を携えて門付け芸として家々を訪れ、諸国を巡業するようになる。

万歳は門付け芸として家々の無病息災、家内安全、五穀豊穰ことほなど予祝を寿ぐ。万歳師には災いを祓う不思議な力を有することで畏れられ、貶まれ、差別を受けることもあった。これは歌舞伎の新春公演で市川団十郎に睨まれると、その年無病息災になると言われることと同じである。

沖浦先生によると、本来芸能者はシャーマン（巫女：みこ・かんなぎ）である。神々と現世とを交信する役割を担うとされ、歌い舞い踊ることで神々が降臨するとされた。シャーマンが祈ると神や精霊がうつり日常を忘れ非日常の世界に入る。「忘我」の状態に入ることが芸能の世界とされる。生ける人間と神とが一体化した狂う状態になること、これこそが芸能の究極であるとされた。だからこそ万歳にも無病息災を念ずる呪術的な力があり、人々から恐れられたりもした。

江戸時代には千秋万歳から三河万歳、尾張万歳、大和万歳、秋田万歳など各地の名を冠した万歳が起こる。三河万歳などは歌舞だけに限らず掛け合いや謎かけ問答などの滑稽さがネタにされ普及する。芸能とは大衆を非日常の世界にいざなうことである。

明治・大正の頃になると門付け芸としての万歳は、人の集う盆踊りや寺社の縁日など、また村の集会場や芝居小屋で公演するようになり大衆の娯楽として受け入れられるようになる。大阪では市川順若（明治の漫才師）

という三味線・胡弓・鼓を使った三曲万歳が流行るようになる。万歳は語り、歌い、演技し、雑芸化していった。やがて音曲がなくなり、いわゆるボケとツッコミの掛け合い漫才となる。

さてなぜ「万歳」が「漫才」に変えたのか、先ほど漫談から漫才としたと説明したが、もっと重要なことがある。

監事のページ

生活の拠点を田舎に移し8年経過した今思うことは、生まれ故郷での生活であり、何の違和感もないと軽い気持ちで帰省しましたが、半世紀離れていた田舎の慣習には戸惑う事柄が多く残っていました。

「郷に入れば郷に従う」が地域に溶け込む初歩と悟り、まして都会から高齢で帰省した立場では、遠慮すべきところも多々ありました。でもいまでは、本来あるべき習慣の内容を分析・検討し、皆様と協議しながら、回避できる事柄、改善できる事柄、長老の意見も聞きながら、少し保留している事柄等、将来のあるべき姿を見据えながら日常生活を送るまでになり、今は地域に溶け込み肩を張らずに生活しています。しかし、田舎の慣習の中には、自然界の伝承事項・昔から言い伝え内容に、科学的にも共感できる事柄が多数あることも理解しました。

それは万歳のルーツである門付け芸の予祝性を吉本は捨てたのである。万歳の使命である「万年に栄える」という寿（ことほ）ぐ儀式を抜き去ったのである。吉本の演芸は歴史や文化芸術性ではなく、あくまで大衆演芸であり興業でしかなかった。（つづく）

田舎からの発信

谷村 政廣（監事）

ゆったりのんびりと暮らせる田舎生活を画いて帰省しましたが、余りにも行事が多くて、毎日振り回されているのが現状です。これも成年時、親にまかせ留守にしていた負荷が、今押寄せていると解釈して汗を流しています。

ここ丹波は、日本でも有数の「地域活動」が盛んな地域と知りました。各所にまちづくりの団体、文化系の教室、動植物愛護団体があり、自ら手を挙げれば、様々な里づくりの活動に参加できる地域で、これが丹波



の魅力の中身でなかろうか思っています。

この様な地域環境のなか、10年前クリーンセンターの誘致を決断し、同時に自治会の内部に「循環型まちづくり協議会」を設立して地域の将来像を立案しました。

この地区はかつて観光農園で栄えたものの、後継者不在による閉園後は原野化していました。さらに多くの農家が先代から受け継いできた農地が存在するものの、担い手不足による問題は深刻になってきていました。しかし近年、この地が発祥とされる丹波大納言小豆を営農組合が圃場を集約し栽培したり、丹波黒大豆の栽培も農家の努力により増加してきました。まちづくり協議会も、観光農園跡地に栗を植え、整備しました。またこの地域の景観は非常に素晴らしく舞鶴若狭自動車道・春日インターを降りて車で5分という立地から、毎年5月に行われる「れんげ祭り」（政府の減反振興の一環事業）では多くの観光客が訪れる場所になってきました。

こうした多くの地域資源ともいえ



る財産を活用し、活気のある町をより推進すべく自治会100%出資の「循環型まちづくり事業」の一環をになう法人「ゆめの樹」を立案。

この取組が広く世間に伝わり取組の一つスターコンテンツ（栗、黒豆、小豆）活用拠点施設整備事業が総務省の地域経済循環創造事業の交付金の対象となり、自治会205戸740人、資本金5000万円でその拠点「(株)ゆめの樹」を今年8月プレオープンしました。この内容は、丹波の食材を活用した食堂、物販コーナー、食育体験交流コーナー（団体対応）を備え、都市部との交流を深め、田舎の自然の生業の中に「懐かしさと未来が宿る」魅力ある取り組みで丹波地域の活力となれることを目指しています。全国で初めての取組のスタートです。ここまでくるのに地域住民の地域力と苦労も多々ありましたが、地域創生の追い風に乗れたことも活力でした。

「果実」が実り、「人」が実り、神々が宿る「三つの里」に「夢」が実る、環境型まちづくり計画像のもと、心豊かに楽しく暮らし続けられることが、まちづくりの真の目的です。今後早急に立ち向かう課題も多々あります。

- ・農地の維持管理活用
- ・空き家対策
- ・少子高齢化（人口減少）
- ・景観整備
- ・産学連携等

TPPの問題も軽視できませんが、将来この地域が生き残れるのは、品質で勝負できる取組と想定しています。それら創生ビジョンの提言には住民参



加の声が必要不可欠です。その基盤は、「人」の「和」です。人の輪・話・和創りが目標です。この地は、20年以上継続された人権学習（現在は住民学習会）が計画的に実施されています。今年の丹波市の「人権文化強化月間」の講演は、「人の世に熱と光を！」講師：西光寺 清原隆宣さんでした。人はなぜ平等になれないのか、世間の間違った「ものさし」を正し、人間は平等であるという「水平のものさし」について、わかりやすく講演頂きました。

この講演を受け、私の地域の講演会は、10月22日「男女共同参画」についての講演を計画しています。これも今後のまちづくりの一環、将来の自治会役員の女性の登用を描いての取組です。ここの地域住民の気質は、初期段階では何を考えているのか、リーダー役は不安を感じるころがありますが、いざ詰めめの段階では、結束力は固く秀でたところを感じさせます。

私もこんな経験をしました。

一昨年、高齢者の私に自治会の体育委員が回り、抽選で体育部長を仰せつかりました。（当時私の生活拠点は丹波ですが、籍はまだ豊中市民でした）

体育部長の最大の任務は、運動会の運営です。10月の運動会に向け、7月より数回打合せ会議を開催しますが、体育部員30人の士気が一向に上がりません。私も経験したことの無い取組であり、運動用具の調達、部品の購入先等十分に把握できていません。その上これまでのプログラム内容が組単位での競技種目が多く、高齢化した現状を考慮して、個人の健康促進と住民のコミュニケーションと憩いの場を目標とすると名言し、プログラム内容を大きく変更したことが不服なのかと悩みましたが、運動会予定日の5日前、最後の打合せ会議を開催すると、冒頭より自らアナウンサーを申し出る女性、景品の買い物を引き受けるもの、総務部に働き掛け、当日のバザーを一気に引き受けてくれるもの、最後には、プログラム内容にあったマーチ曲名まで決まり、これまで経験しなかった、老若男女300人も参加者が集まり、昼休みはブルーシートの上に大きな輪が、14か所（14組）仮設され交流の場なり大成功裡に終わり、体育部一同喜びを分かち会いました。田舎の人との付き合いは難しいと思う事もありますが、最後は心からの「話」「和」と感じた時でした。

数年前、自治会長・人権部長の強い依頼を受け地域の人権講演会で講演させて頂きました。(本音を言えば生まれた土地での講演は、苦手でしたが)「人権文化に花咲かそう」の一部に言葉の良否として「殿」と「様」の違いを話した処、翌月の各戸に配布する組費会費封筒のあて名が、「殿」より「様」へ一気に変更されていました。講演会後の組長会で講演内容が話題となり、全組長理解して改善されたと聞きました。住民は純情で素直な長所を持っています。私、

企業の人権担当者時代より現地研修が好きで、現地に行って始めて本質が理解できる事が多々ありました。現在でも、机の上では理解不能な事柄が現場に赴けば、その内容を理解できることがあります。

今後も、地域にマッチした本来のトータルのなまちづくりの本質を自問自答しながら検討し、老体に鞭うち体力が続く限り、私に役立つ範囲のアドバイスを繰り返し田舎の生活に解け込んでいくことが正当な道かと思う今日です。

障がい者と「感動のドラマ」について

楽遊ガイド

玉置 好徳 (理事)

読者の皆様、お久しぶりでございます。おかげさまで、このコーナーを担当して、はや1年となりました。

ですが、もうとっくにネタが尽きてしまいましたので、どうしようと悩んでおりましたところ、今年パリオデジャネイロオリンピックとパラリンピックの開催年でありましたので、今回はそれにあやかって「感動」ということについて考えてみたいと思います。

皆様と同じように、私も両大会に出場したアスリートの競技に賭ける姿に、掛け値なしに心から感動しました。

ただし、テレビ番組では、競技の場面を映しているだけでは間が持ち

ませんので、大会に臨む前の厳しい練習風景や、家族との心温まるエピソードなどが、それらの映像とともに紹介されていました。

とくにパラリンピックに関しては、日ごろあまり障害者スポーツを目にする機会も少ないため、そうしたエピソードも含めて、丁寧に説明がなされていたように思います。



もちろん、ご本人の努力や、ご家族の支えなしに、充実したパフォーマンスはできないと思われますので、当然ながらそれらは賞賛されて然るべきものです。

ただ、それらがつまるところ競技中継などを盛り上げるために使われているとすれば、ともすれば脚色された「感動のドラマ」になってしまわないでしょうか。

ところで、そのような風潮に対して、一石を投ずる試みがなされました。

それは、NHKのEテレで8月28日に放送された、さまざまな障がいの当事者によるバラエティ番組「バリバラ」で、「検証！『障害者×感動』の方程式」と題された放送のことです。また、これが日本テレビのチャリティ番組「24時間テレビ 愛は地球を救う」の裏番組として放送されたことで、より注目を集めることになりました。

この番組の中で、オーストラリア



の車いすのジャーナリストであるステラ・ヤングさんの「感動ポルノ」という言葉が紹介されています。これは、障がい者が何かに取り組んでいる姿が映像などで紹介されることで、必要以上に障がいがない人（健常者）の感動をあおることを揶揄した表現です。そして彼女は、「私は、障害が例外としてではなく、ふつうのこととして扱われる世界で生きていきたいと望んでいます。」と訴えています。

また、毎日新聞の全盲記者の岩田恭士さんは、担当コラムの中で彼女の言葉を取り上げて、「熱戦が繰り広げられたリオデジャネイロ・パラリンピックもいよいよ終盤を迎えているが、『偉いわねえ』『かわいそうねえ』などと反応する健常者の声を耳にすることがある。五輪のように競技観戦を純粋に楽しまないならば、パラリンピックこそ差別ではないのかと思う。」と述べています。

スポーツが観る人の感動を誘うのは、ごく自然なことだと思います。ですが、障がい者であることをことさらに強調して、大げさに感動をあおるような演出は、何よりもそれを障がい者自身が望んでいないとすれば、一考の余地があるのではないかと思います。

では、どうすればいいのか。残念ながら今その答えを持ち合わせておりませんが、それを探す手立てはあると思います。

皆様は「メディア・リテラシー」という言葉をご存じでしょうか。これは、テレビ番組などに隠された過剰な演出などを、視聴者である市民の目線から分析して、偏りのない批評をおこなう力を養うための教育のことです。

テレビはけっして真実を映し出す鏡ではありません。人が番組を作っている以上、どうしても偏りが生じます。ときにそれが気づかないうちに偏見を助長してしまうこともあります。なので、このような学習機会を見つけて参加して、それに流されない心の眼を養いたいと思っています。

《参考文献》

岩田恭士 (2016) 「全盲記者・岩田恭士のユニバーサロン 『感動ポルノ』は要らない／東京」毎日新聞 2016年9月17日地方版 <http://mainichi.jp/articles/20160917/ddl/k13/070/006000c>

鈴木みどり編 (1997) 『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』世界思想社

ステラ・ヤング (2014) 『私は皆さんの感動の対象ではありません、どうぞよろしく』

https://www.ted.com/talks/stella_young_i_m_not_your_inspiration_thank_you_very_much/transcript?language=ja



2016 連続講座「橋のない川」と部落問題とその運動を考える

第3講「橋のない川」と部落解放運動

お話：灘本 昌久さん（京都産業大学教員）

今年度で4回目を迎えた連続講座でしたが、第1講には今井正監督作品「橋のない川・第1部」の上映会。第2講には黒川みどりさんに「『橋のない川』と住井すゑの世界」をテーマにご講演いただきました。

第3講では「『橋のない川』と部落解放運動」をテーマに灘本昌久さんに、ご自身の経歴と、その時々 of 社会的な出来事や事件についての話を交えながら、部落問題との出会いや部落解放運動への関わり、研究者としての取り組みなどをわかりやすくお話しいただきました。【文責：重本洋輔】

はじめに

本日のお話のテーマである映画「橋のない川」は、住井すゑさんの小説を今井正さんが1部(1969年)と2部(1970年)にわけて映画化したものです。この映画の第2部については当時の解放同盟が「差別映画」として、糾弾闘争および上映阻止闘争を起こしましたが、実は「差別シナリオ『八木保太郎脚色 橋のない川』 糾弾要綱」というものが存在しており、1部についても2部についても脚本の段階で既に解放同盟からクレームが出されていたのです。しかし、このことはあまり知られていません。

解放同盟の通説では、第1部についても非常に問題があったが、第2部で良い作品にするという約束で映画化を推薦したということになっています。そして、第2部に関しては八木保太郎さんが書いた脚本を、解放同盟に近かった依田義賢さんという方が書き直してつくられました。映画のできがあまりにもひどかったので解放同盟が糾弾するという話になったそうです。

第2部が糾弾されたのは1970年以降でしたが、実はシナリオ自体は1965



年という早い段階で糾弾されていたのです。

上映阻止闘争への参加

上映阻止闘争が活発になったのは1975年頃からです。この頃、「八鹿高校事件」が起こったことで解放同盟と共産党の対立がのっぴきならぬ状態になっていました。この事件に関しては解放同盟側にも共産党側にも相当の問題があったと私は思いますが、今井正さんが共産党員だったこともあり、「八鹿高校事件」以降、解放同盟による上映阻止闘争が大々的におこなわれるようになりました。

当時、私もバリバリの学生運動家として解放運動に参加していましたので、「共産党はけしからん」「こんな差別映画を絶対に上映させてはならん」と、仲間と共に上映阻止闘争に参加し、機動隊までが出動する大騒ぎになりました。奈良県などでは逮捕者が出たこともあったそうです。

その後、解放運動に携わっていく中で、私は解放同盟の公式見解や運動理論に対して、少しずつ疑問を持ち始めるようになりました。当時は「橋のない川は差別映画である」と純粹に信じて上映阻止闘争に参加していました。

解放同盟(東陽一)版「橋のない川」

1992年になって、今井正版とは別に、東陽一監督による解放同盟版の映画

「橋のない川」がつくられます。このときは私も映画館まで観に行きました。映画の出来映えについては、これまでの人権啓発映画のように退屈で見ると堪えないようなものではなく、出だしはなかなか良好なものでした。ところが、物語が展開していくに連れて「部落差別の厳しさ」を伝えるには不十分だと感じるようになりました。例えば小森の子どもが差別されるシーンでは「穢多」といった言葉が出てきますが、そこから差別の厳しさや差別される側の苦しみみたいなものが全く伝わって来ないのです。他のシーンも同様でした。

もちろん、これまでの人権啓発映画に比べるとはるかに良い出来映えです。しかし、部落差別の厳しさを伝える映画としての出来映えについては不十分だというのが、その時の私の正直な感想です。



今井正版「橋のない川」

解放同盟版の「橋のない川」が上映された後に、ちょうどタイミングよく部落問題研究所主催の全国部落問題夏期講座にて、今井正版「橋のない川」が上映されることになりました。その時、私は初めて今井版「橋のない川」を観ることになります。実は闘争に参加して

おきながら、映画自体を実際に観たことがなかったのです。

「上映阻止闘争にまで参加しておいて、映画を観ていないとは一体何事か！」と思われるかもしれませんが、当時は「上映すること自体が差別である」といった雰囲気があり、学生運動家の中でも「実際に観てみないことには差別かどうか判断できないのでは？」といった意見はあったものの、我々はそれらの意見を押し付け、「解放同盟の糾弾要綱を読めば、これが差別映画であることは明白だ」「実際に観てみないと判断できないというのは日和見主義である」「差別を助長・拡大するような映画の上映を阻止する」などとして、闘争に参加していました。今、改めて考えるとめっちゃくちゃな話ですが、この闘争に参加していた人間の99%は実際に映画を観ていなかったと思います。

今井正版「橋のない川」1部を観ていきますと、解放同盟版ではわかりにくかった部分が種明かしのよう理解できるようになり、そして、見終わった時、「差別映画」と思い込んでいた作品の素晴らしい出来映えに大変なショックを受けました。

第2部については1部に比べると拙速な感じもしましたが、今井正監督によると、本来は第3部まで制作予定だったところを解放同盟の妨害が厳しくなったため、急遽、2部と3部をまとめて制作したとのことなので、そのことも関係しているのでしょうか。それでも全体をとおして大変よくできた映画だと思いました。

糾弾要綱で指摘されたシーン

糾弾要綱の作成には、師岡祐行さんや土方鐵さんといった立派な研究者であり、私自身もお世話になった方々が関わっていましたが、糾弾要綱の中で指摘されてきた場面について、それが「差別だ」と納得させられるところはありません。



よく知られているところでは、永井藤作が列車の席を横取りするといった行動に対して、主人公の畑中孝二が「難儀なおっちゃんやなあ」とたしなめるシーンですが、これについて糾弾要綱では「永井藤作を通じて、一定の程度で部落民の置かれている社会的立場から生じる生活の必然としての反社会的行為が無批判に描かれている。これは差別観念が社会意識として一般的普遍的に存在している中で部落の反社会性を興味本位で描いているものであって差別助長に役立つものでしかない。ここでは何が藤作をして、そういう反社会的行為をさせているかについては少しも触れていない。このような描写は部落以外の人々が常に潜在的に抱いている部落に対する憎悪と反感、差別観念をかき

たてる客観的役割を果たしている。反社会的行為を捉える為にはその個人の置かれている社会的立場、即ち社会の必然として把握し、何が彼をそうさせたかという階級的立場に立って捉えなければならない」などと書かれています。要するに藤作を登場させるのであれば、彼がここまで落ちぶれたり、反社会性を身につける原因をつくった日本の階級社会の問題についても描かなければならないと言っており、単に藤作を登場させただけでは「部落民はあんな人間ばかりだ」といった誤解を世間に与えてしまうという批判です。しかし、このシーンは。ひとりの部落の飲んだくれのおっちゃんが非常識な行動をとっただけのことであり、あのシーンを見たからといって、部落民はあんな人間ばかりだという偏見を助長したり、差別意識を増幅させるといったことにはつながらないと思います。

他にも主人公の畑中孝二に想いを寄せている藤作の娘しげみが、イタズラっぽく「孝ちゃん蛇嫌いか？焼いて食べたら美味しいで」と蛇を投げるシーンについても、これはしげみが恋心から畑中孝二をびっくりさせるためにおこなったものであり、そのシーンを見たからといって部落民が蛇を食べると誤解させるような展開ではありません。

こうした部分については、実際に映画を見ていただければ、すぐにご理解いただけると思います。

解放運動が文学に求めたもの

この映画に対して、解放同盟は自分たちが求めたシナリオの変更を無視しているとして糾弾に至ったわけですが、一方、今井正監督は「変更の内容があまりにもひどかったので無視した」と言っています。今井正さんによると「当時の解放同盟幹部だった朝田善之助さんのクレームは、『この学校での場面では、部落民全部が学校に押しかけ糾弾し、校長たちをクビにしてしまえ。このシーンもなまぬい、部落民全体が押し寄せ、村長、警察署長、村のボスども全部に土下座させてあやまらせろ』という調子だった」ということです。本当にこのようなやりとりがあったかどうかは確かめる術はありませんが、私としては、さもありませんといったところです。



この朝田善之助さんは戦前からの水平社運動の活動家であり、戦後も部落解放同盟の幹部として活躍してきた人です。この人の解放運動における功績自体は確かに素晴らしいものです。しかし、文学に対して無理解なところもあったと思います。たとえば文学作品の中で部落問題を描く際、永井藤作のように苦しい生活の中で自堕落な人間

になった登場人物が自堕落のまま終わるのではなく、最後は素晴らしい人間に生まれ変わり、運動をとおして差別者を撃滅していくような展開でないと納得できないような人でした。したがってこの時代では、部落問題が登場する暗い話の作品を書いたりするとたちまち糾弾されました。

しかし、部落問題を文学でとりあげる際、社会主義の革命演劇のような話ばかりではなく、差別によって身も心もボロボロにされ、救いようのないまま死ぬといったような話もあるでしょうし、差別が厳しければ厳しいほどそういう展開になるのが自然でリアルだと私は思いますが、この時代はそのような暗い展開の部落問題小説が次々にやり玉に挙がって差別小説として糾弾されていきました。作家の小田実さんが書いた「冷え物」などが良い例だと思います。

結局のところ、部落問題が日本における重大な社会問題であるにも関わらず、部落問題をとりあげた代表的な小説がほとんどなく、島崎藤村の破戒から100年以上経過しましたが、それを越える作品が出てきていません。

その大きな原因は解放運動側がそれを許してこなかったからで、文学作品として部落問題を取り上げにくい雰囲気をつくってしてしまったからだだと思います。これは非常に不幸なことだと思います。実は私もかつて社会科学第一主義の人間であり、若い頃は小説の重要性や意義について理解しておらず、文学を軽視してきた部分もありましたが、解放運動に携わり、差別の現実を知ってい



く中で、運動する側にとって文学に対する理解というのは人間に対する理解にもつながると思うようになりました。

文学がなければ建前だけの世界と言いますか、「差別はいけない」「人間は平等」などといった取り繕った薄っぺらいだけの世界になってしまい、その裏側にある「社会や人間の本音」の部分については、文学をとおして掘り下げていかないと伝わりにくいと思います。

したがって部落問題についても、文学作品として取り上げられていくことで、部落問題への理解にもつながってほしいと思います。

さいごに

私が長年の解放運動に対して思うことは、運動の中で信じられてきたものや今も信じられているものの中には、「特定の思い込み」に基づいたものもあるということです。その象徴的な一つの例が今回お話した「橋のない川」です。従来はそれで良かったもの、正しいと思われてきたものでも、それを見直したり改めていくことが、今後は重要ではないでしょうか。

世界人権宣言 67 周年記念豊中集会・報告

誰が差別をつくるのか③

【前号のあらすじ】エチオピアの南西部に位置するカファ地方。コーヒー発祥の地といわれ、コーヒーの語源は「カファ」であるともいわれている。人口 88 万人のカファ地方には、マンジョとよばれる狩猟を生業にするマイノリティ集団が 1 万から 1 万 2 千人ほど住んでいる。カファとマンジョの間には、握手をしない、一緒に食事をしない、同じ火を使わない、居住地も水汲み場も墓地も別々。カファが経営する飲食店にマンジョは入れないなどの関係があった。政府や NGO はこの関係をカファによるマンジョへの「差別」とみなした。しかし、マンジョの母乳を飲んだ子は強くたくましく育つといわれ、カファの人たちはマンジョの母乳が出る女性に母乳を飲ませてもらったり、種まきをするときには、マンジョの人たちが一番初めに種をまかないと実らないため、必ずマンジョを呼び種をもらう、朝一番にマンジョに会うとその日はとてもいい日になるといった、祝福や恩寵をめぐる不思議な関係もあった。忌避関係が差別とされたことによって、やがてカファとマンジョの関係に変化がみられるようになった。【文責：森山輝子】

有害文化として取り締まり

エチオピアは、1936年から1941年にイタリアの植民地支配下におかれました。このときイタリア政府は、エチオピアにいた奴隷を問題視して、奴隷を解放しました。また、カファとマンジョの間で握手がないこと、一緒に食事をしないことは差別であるとして問題視しました。とはいえ、イタリア統治期は5年だったので、カファとマンジョの関係には、大きな影響を及ぼすことはありませんでした。

1974年から1991年に社会主義を標榜するデルグ政権になると、カファ社会の慣習的な忌避関係は有害文化であるとして、政府による取り締まりの対象になりました。そこでは、カファとマンジョの間で、一緒に食事をすることが強制され、兵士が銃を突きつけながら、カファに対して「マンジョが作ってきた料理を食べなさい」と命令しました。それだけではなく、貧しかったマンジョの人たちは少数派クランとみなされ、貧しい彼らを引き上げないといけないんだということで、アフーマティブアクションが実施され、上からの平等がもた



らされました。

さらに1991年に現政権になると、80以上ある民族の権利が保障されました。エチオピア政府からは、マンジョは民族とはみなされていないため、マンジョは憲法が保障する民族の権利を享受することはできません。ただし、こうしたエチオピアの政治的状況のなかで、民族間での差別や不平等、女性に対する差別をなくす取り組みが活発におこなわれるようになりました。その過程で、カファとマンジョ自身が、自分たちの関係は差別だと認識するようになっていったのです。

差別として認識

宗教の影響も見逃せません。カファ地方には1950年、51年にかけてプロテスタント諸派のキリスト教会が布教活動に訪れました。当初は、学校教育や、ワクチンの接種をはじめとした医療活動を行いながら改宗者を獲得していきました。ですが、当時、改宗者のほとんどはカファの人たちでした。1990年代になると、神の御前での平等を説いて、マンジョの人々をカファと対等に扱う形での布教活動をおこなうようになります。たとえば、教会の内外で一緒に食事をする機会を作ったり、信者であるカファとマンジョがお互いに交流したりする、洗礼父母になるという形の関係を作るように促しました。これによって、マンジョが徐々に改宗するよう

になりました。

当時、すでにカファのほとんどがエチオピア正教徒だったので、教会側も、マンジョと皮なめしといった職能集団を対象とした布教活動に力を入れていたともいえます。こういった活動をするなかで、カファ社会にカファとマンジョの関係は差別であるという考え方、見方や、平等の概念が入ってきました。

また、カファ地方では1996年から2002年にかけてNGOが活動していました。当時は、「コーヒー発祥の地」とされるカファ地方の森林を守ることを目的とした活動を実施していました。けれども、2002年にマンジョがカファを襲撃する事件を起こすと、NGOは両者の関係を差別、人権問題とみなして、差別をなくすための取り組みを行うようになります。ポスターや看板の設置、啓蒙活動もこうした活動のひとつです。しかし、実際、こうした取り組みは、日常生活のカファとマンジョの間関係に対してはあまり効果はをあげていません。

むしろ、啓蒙活動でカファとマンジョは平等であるということによって、カファとマンジョの両者が、「カファとマンジョは違う」とあるとか、「自分はカファで相手はマンジョなんだ」と意識するようになってしまいました。また、マンジョに対して優先的な教育機会や就職機会を提供することによって、カファのなかからはマンジョばかりを優遇しているとして反発の声があがるようになりま

した。

さまざまな取り組みが行われるなかで、カファ地方ではもともと差別と捉えられていなかったカファとマンジョの関係、つまり慣習的な忌避関係であったものが、差別として認識されるようになったのです。



忌避関係を無視した取り組み

もともとカファとマンジョの間では、カファとマンジョがお互いを避けつつも、カファがマンジョに畏敬の念を抱いて接するという不思議な関係がみられます。カファがマンジョを学校教育や就職から排除するといった公的な側面を備えた部分を除いたカファとマンジョの関係は、カファとマンジョの間だけではなく、カファ地方の職能集団や社会的地位が高い人、あるいは女性、男性、子どもと年配者といったさまざまな人たちが、お互いを区別しながら関係を取り結ぶための慣習的な忌避関係でした。

ですが、カファ地方の外からカファ社会を訪れたエチオピア政府、キリスト教会、NGOの人たちは、こ

の慣習的な忌避関係は一切無視をして、カファとマンジョと一緒に食事をしないことや、カファがマンジョを家に入れないこと、両者の間で通婚がないこと、マンジョが学校教育や就職の機会から排除されているという部分だけに注目しました。そして、カファとマンジョの間には差別があるという取り組みをはじめたのです。

もともとカファ語には、「差別」という単語はありません。カファ地方では、カファとマンジョの関係は、英語のディスクリミネーションという単語で説明されます。これは、西洋の人権や平等の概念と結びついたディスクリミネーションという言葉が外からカファ地方に入ってきて、それによってカファとマンジョが自分たちの関係を差別として捉え直すようになったことを意味しています。

差別する側、される側

カファとマンジョの間でみられる差別は、単に文字通りの差別というよりも、①日常的な社会関係のなかにある慣習的な忌避関係、②政治的、経済的、社会的な格差や排除、あるいは学校教育、就職機会からの排除をも含んだ権力の偏り、このふたつを含んでいます。ですが、②の政治的、経済的、社会的な格差や排除、あるいは学校教育、就職機会からの排除をも含んだ権力の偏りが、カファ社会でマンジョにかかわる権利保障や

人権問題として語られる差別を構成する要素になっています。

エチオピア政府、キリスト教会、NGOは、このふたつを区別することなく、全部ひっくるめて差別としてみなしました。そして、①の慣習的な忌避関係については考慮の対象にせず、②の格差や排除だけに着目して、カファによるマンジョに対する差別があるという取り組みをおこなってきました。

これにより、カファとマンジョ自身が、外からやってきた人々による差別という語り方を、自分たちでもおこなうようになりました。自ら、カファによるマンジョに対する差別があるんだと認識するようになったのです。



実際のところ、カファとマンジョの関係が差別とみなされたことによって、マンジョの貧困や、学校教育からの排除が改善されたので、それ自体は大きな変化をもたらしました。ですが、同時に弊害ともいえる現象ももたらしました。新しく「差別」「平等」という概念が入ってきたことで、マンジョの人たちが、あるいは

カファの人たちも差別という言葉に敏感になり、お互いのことについてあまり語りたがらないということが生じるようになりました。

また、マンジョの人たちは、私が質問してもいないのに、自らカファによってこんなことをされたんだと、差別のことばかり語るようになりました。自分たちが被害者であるという意識が強くなったのです。これによって、マンジョによる請願活動や襲撃事件を引き起こされることになったともいえます。

一方で、カファの人たちはマンジョに対する取り組みが行われると、これは逆差別だといって反発します。差別をなくそうという取り組みをすると、カファからは逆差別だと批判され、マンジョからはもっと取り組みを行って欲しいという声が聞かれるようになってしまいました。じゃあどうしたらいいのだろうか、というのが現状です。



縦割りではない関係性を

自分とは異なる人を、区別しながらも、

どのように一緒に暮らすのか。この問いが、カファとマンジョの関係を考える上でのポイントになっています。

私たちは、自分とは違う人とどのように関係をもっているのかといったときに、例えば相手を自分と対等な人間と位置づけるのか、あるいは自分よりも高い位置にある人、劣った人とみなすのか、相手にしたくないと排除するのか、いろんな形で区別しながら関係を結んでいます。差別は、一方が不当な扱いを受けたり、あるいは上下関係にある関係です。ですが、こうしたなかで、上と下に置くという関係性ではなくて、横割りの関係として考えていくことができないのかなと思います。

今の日本社会は平等、人権といいつつも、縦割りの見方をする社会になっているように思います。たとえば、下流社会とかマウンティング、ママカーストといった上下関係として、社会を分けて考えるようになっていきます。

平等と対等は異なるものですが、同じ権利を享受する、同じ扱いを受けるといふ平等や対等についてだけでなく、自分とは異なる人たちをどのように位置づけるのか、そのときに何を持って平等・対等とするのかについては、かなり慎重に考えないといけないと思います。また、その際、あの人たちは自分たちより劣っているからとか、あるいは上だからというような縦割りの関係性で考えるのではなく、横の地平で考える可能性を模索しながら、人権や平等について考えていただければいいなど

思います。

質問：日常生活における忌避関係というものをマンジョはそこに対して不利益とか不都合とは感じてなかったってことですか？

吉田：かつては不都合とは考えてませんでした。マンジョは特権的な役割を担っていましたし、カファにとってもマンジョがいないと生活が成り立たない部分がありましたので、それが差別だという風には考えてなかったのです。

質問：今でも忌避関係は続いているんですか？

吉田：続いています。ですが、外からやってきた人たちが、カファとマンジョに「あなたたちの関係は差別です」と言ったことによって、かつては忌避関係だった関係を、現在は差別という認識枠組みでとらえて考えるようになったので、これは忌避関係ですという説明はされません。



質問：今、差別っていつてる人たち、例えば部落差別だとか黒人差別だとかって言う人たちが言ってる差別とは違うってことですよね。差別っていう概念が入ってくる前はマンジョの人たちは自分たちを不幸だとは思っていなかったわけですか？

吉田：思っていないです。

質問：例えば、自我が芽生えたという言い方があってるかわからないですけど、本当は不満に思ってたことなんかがあったりしたんですか？

吉田：もしかしたら昔は不満があったかもしれないですが、それを説明する言葉がなかったことが考えられます。カファ地方では、1960年、70年代から学校教育が普及しはじめました。それに伴い、マンジョが学校に行けないとか政治的なポストに就けないという形で、排除されることが目に見えるようになってきたときに、不満が出てくるようになったというのはあります。けれども、自分が感じる不満を言葉にして説明するときに、当時（今も）は、「差別」という言葉がカファ語にはないわけです。ちょうど「差別」や「平等」という言葉が入ってきたときに、「ああ、これは平等じゃないんだ」という形で自分たちの不満を説明する新しい言葉、武器ともいえるものを獲得したといえます。

質問：今、マンジョの人たちは自分たちの状況に満足してるんですか？



吉田：してないです。ただ、難しいのは、たとえばまだ若い16歳くらいのマンジョの子たちが、「マンジョはこんな差別を受けていて」と私に話すので、私が「じゃあ、あなたは実際に受けたことがあるの？」と聞くと、彼らは「ない」と答えるのです。そして「一緒に食事をすることを拒

否されたとか、家に入れてもらえなかったということはないんだけどね、でもね」と言うのです。自分自身は実際には経験していなくても、あたかも自分がそういう経験があるかのように語ります。こういったことをどのように考えるのか、という課題もありますし、彼らが現状に満足しているとはいえないです。

質問：ということは今は慣習的忌避関係というのは、カファとマンジョの人たちの関係のみならず、さきほどおっしゃった様々な関係のなかであるわけですよね。

吉田：はい、ありますが、現在は、全部が全部残っているわけではないです。

書評

各分野の専門家が伝える 子どもを守るために知っ ておきたいこと

著：宋美玄・姜昌勲・NATROM・森戸やすみ・堀成美・Dr. Koala・猪熊弘子・成田崇信・畝山智香子・松本俊彦・内田良・原田実・菊池誠

メタモル出版

森山 輝子（事務局）

出産予定日まで6週間を切りました。第二子ということもあり、機関誌が届く頃には生まれているかもしれません。

羊水の量が多く、他の妊婦さんに比べるとおなか大きいので、会う人会う人に「大きいねえ」といわれます。お

酒を我慢する代わりに炭酸飲料を飲むと「太るで」といわれます。ほっといてくれの一言に尽きる妊婦生活を送っています。

本書は著者でもあり、産婦人科医の宋美玄そんみひょんが紹介していた一冊です。

とかく、上から目線で武勇伝を語られることが多い妊婦。先人たちの知恵や貧しい生活のなかで苦勞を強いられた子育てにはもちろん敬意を表するものの、何十年前の経験を今の時代に押し付けられるのはいかがなものかと感じることが多々あります。

ましてやインターネットの普及により、際限ないまでに氾濫する情報を目の当たりにすると、初めての妊娠・出産はどの情報を信じていいのやら、不安や疑問を解決するつもりで情報を探したのに、尚更不安に陥りドツボにハマる事もあります。

検索サイトで上位だったからといって、実はその情報が何の根拠もなかったり、むしろ危険だったりする場合があります。最近でいうと、「火傷は温める」というサイトがあったと友人から聞き、絶句しました。

「はじめに」でも書かれているように、情報社会だからこそ、最低限の知識と論理的思考が必要となってきます。本書は、育児、医学、食、教育の4章と番外編で構成されています。

「母乳じゃないとダメ?」「ワクチンは毒だと聞きました」「2分の1成人式は素晴らしい?」など、チラッと聞いたことがある話題をわかりやすく解説してくれているので、興味のあるトピックを選択して読むのも可能ですが、できれば最初から最後まで読んでいただきたいと思えます。

第1章の育児の「自然分娩が一番いいの?」では「胎内記憶」についても触れています。



おなかのなかでの記憶を持つ子どもが、「お空からお母さんを見ていた」「ママを選んできた」と言いますが、長年不妊治療をしていた私には「そんなアホなと」と感じたし、虐待の問題を考えると、「胎内記憶」に関する宋さんの意見には共感を持つことができました。

逆に、番外編の「放射能って大丈夫なの?」は納得がいきませんでした。福島原発事故で放出された放射能（ここではプルトニウムとストロンチウムを指しています）はほんの少ししか放出されていないので心配する必要は全くありませんといった記述や、自然界にももともと放射性物質が存在しているから、私たちは日ごろから放射線を受けて生活しているからさほど問題はないんだという記述には「いやいや、ちょっと待って」と思わず声を出してしまいました。詳細は割愛しますが、自然界に存在する放射性物質と、原発事故で放出された放射性物質を一緒に考えるのは絶対におかしいでしょう。本来ならば浴びる必要

がなかった放射能ですから。

機関誌の読者層は、子育て世代というよりも孫育て世代が多いように思いま

すが、ご自身の子育てがどういものだったかを思い出す良い機会になる一冊かもしれません。

新聞切り抜き帖から

貧困バッシング騒動をとおして思ったこと

重本 洋輔（事務局）

「子どもの貧困」をテーマにしたNHKのニュース番組にて、1人の高校生が取り上げられたところ、インターネットを発端とした貧困バッシング騒動が起こったことはまだ記憶に新しいと思う。

番組では、この高校生が母子家庭による経済的な理由で希望していた専門学校への進学をあきらめたことや、パソコンが買えないために1000円で購入したキーボードのみでタイピングの練習をしている様子などが紹介された。番組が伝えたかったのは、「食べる物も着る服もなく学校に通うところではない」といった日常生活さえ送れない状態ではないものの、この高校生のように進学をあきらめたり、パソコンが買えなかったり、または修学旅行やお金のかかる学校行事に参加できないなど、「家庭の事情で、他の子どもが当たり前に行えることを当たり前に行えない子どもがいる」ということ、そして「今、日本でこのような問題を抱えている子どもが一定数以上いる」ということである。実際、日本では6人に1人の子どもがこのような状態にあると言われており、最近になって社会問題として取り上げられるはじめているようだ。

しかし、番組の狙いとは裏腹に、高校生の自室に大量のアニメグッズが飾られていたことなどから「貧困とは思えない」「甘えているだけでは？」といった批判が起こり、やがて高校生が過去に1000円のランチを食べたことや、映画やコンサートに行っていたことなどが取りざたされるとともに、一部のメディア、政治家が誤った情報を流したことでバッシングは一気に加速していき、最終的には高校生の個人情報晒されてしまう事態にまでなってしまった。

今回の貧困バッシング騒動をとおし



9月9日毎日新聞

て、貧困に対する正しい理解がまだまだ進んでいないこと、誤解や無理解による誤った考えを持つ人間がまだまだ多いことは大変気がかりに思う。しかし、個人的にそれ以上に気がかりなのが、一度ターゲットになった人間を集団でとことんバッシングするといった風潮そのものや、こうしたバッシングにメディアや政治家までが加担・便乗してしまったことである。

特に社会の現状について正しく伝える立場にあるメディアや、社会の制度・仕組みについて考えたり見直したりすべき立場にある政治家が問題を正しく理解していないのはいかがなものだろうか。

貧困に対する誤解や無理解から今回の騒動が起こり、声を上げた高校生がバッシングされるといった後味の悪い結果になってしまったことはとても残念だ

か、せめて、この騒動をきっかけで、多くの人々が貧困について正しく理解していくとともに、今、日本が抱えている貧困問題の現状について関心を持つようになればと思う。

なお、こうした貧困バッシングに抗議するデモ行進が各地でおこなわれているようだ。今回の騒動をとおして、社会の寛容のなさに絶望させられた一方で「世の中まだまだ捨てたものじゃない」と思える一面があったことは幸いである。



豊中地域から

ふれ愛ネット

(五中校区地域教育協議会)

酒井 留美 (事務局)

2年前、2014年度がスタートするとき、ある一人の先生が話された一部です。「地域における『であい・ふれあい・つながり』をたいせつにしてきた『ふれ愛ネット』の活動もスタートします。ぜひとも、このふれ愛ネットを、地域をつくっていく一人ひとりが元気をもてるような協議会にしていきたいと思います。私は今から4年前に第五中学校に初任者として赴任しまし

た。最初は無我夢中で周りのことが見えていなかったのですが、少し見えるようになってきたときに、この『ふれ愛ネット』について知りました。私自身は『地域連携』という言葉は、学生時代からもよく聞く言葉であったのですが、それが何を意味するのか、いまいわかりかねていました。しかし、このふれ愛ネットの存在を知る事で、それが何を意味するのか少しわかってきたような

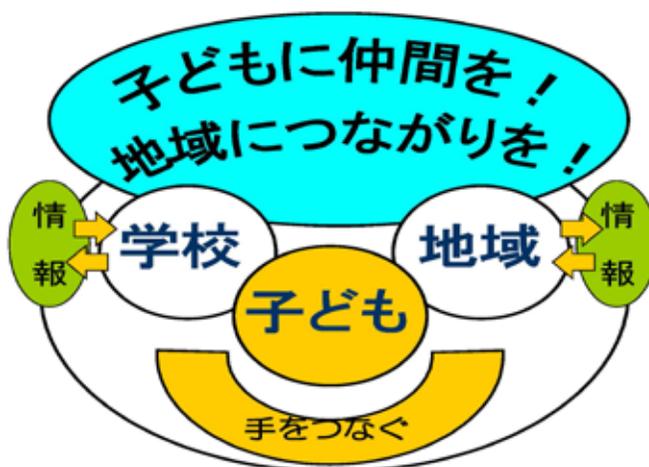
気がしました。その時、率直に思ったことは『教育について、これだけ多くの地域の人たちが真剣に考えているのか……。小学校、中学校だけじゃなくPTAのみなさん、人権まちづくりセンターのみなさん、地域住民のみなさん、幼稚園や保育所のみなさん、これだけの人たちの思いがあって、地域や教育ってつくられていくんだなあ』ということです。それから今日まで、ふれ愛ネット主催の取り組みに参加させていただいたり、自分自身もふれ愛ネットの運営にかかわったりするようになってから、より一層『地域でのつながり』『子どもどうしのつながり』『おとなと子どもをつなぐ』『おとなどうしのつながり』ということを意識するようになり、それは自分自身の教育活動をも振り返る大きな糧となっています。」

しかし、その一方でここ数年「ふれ愛ネット」が大切にしてきたこと、なぜこの取り組みをしているのかなど基本の基本が各組織の引継ぎで丁寧にされておらず誤解をされている方もおられました。

ふれ愛ネットの一番大きな取り組み「ふれ愛子どもカーニバル」が、第五中学校一年生の地域体験の事業の一環として位置づけられるようになったところから、「ふれ愛ネット」＝「五中」というイメージが強く、ギクシャクした感じがありま

した。

その誤解されていることなどを2015年度の最後の役員会で話し合いました。今年度2016年度は、もう一度、原点にもどり、会則第2条（目的）ふれ愛ネットは学校、家庭、地域の相互的な教育力の再構築を図り、地域社会をあげてさまざまな取り組みを促進することによって、学校教育や地域における諸活動を活性化させるとともに、「人権・子育て・共生」の視点を基盤とした豊かな人間関係や地域文化づくりを推進する。あわせて、子どもを中心にすえた豊かな地域社会づくりを通して、一人ひとりの自己実現を支援し、子どもたちに「生きる力」を育むことを目的とする。と第3条（構成）ふれ愛ネットは五中校区に関わるすべての教育機関及びそれに準じるものをもって構成する。これらをしっかり確認し合いながら、かかわる人すべてが主体者だと思い、感じられる、ふれ愛ネットになるよう願っています。



蛭池地域から

地域福祉の連携を

福島 智子（事務局）

蛭池地域では、これまで相談事業を通じて、様々な関係機関との連携を進めながら、地域の課題に取り組んできた経過があります。

身近な民生委員さんや社会福祉協議会の福祉委員さんなどとも、相談のケースでの連携も行ってきました。そんな中で、地域福祉の取り組みとして何かできないか検討してきました。

そこで今回、豊中地域でも取り組まれている「ささえあいネット」の取り組みにも学びながら、「(仮)声かけネット」として取り組みを進めることになりました。

対象を高齢者だけではなく、若い人から高齢者まで、地域の住民の生きづらさ、生活の困りごとなどに寄り添いながら、一緒に課題解決に向けて取り組んで行こうとスタートしました。

これまで、地域のどこともつながりがなく、困っていても声を上げられなかつ

た人たちの声を聞き取れるように、丁寧に取り組んでいく予定です。

まずは、蛭池人権まちづくりセンター・民生委員・校区福祉協議会・地域包括支援センターの皆さんと一緒に、戸別訪問や声かけしながら、地域の課題・ニーズの把握などを整理し、新たな取り組みに繋がられるように進めていきたいと思っています。



物品販売一覧

品名	価格（送料別）
「同対審答申」から50年、部落問題は今……	100円
寺本知生誕100年記念事業&2014連続講座の記録	500円
2015年連続講座&世界人権宣言豊中連絡会議記念講演の合冊子	500円
DVD「人とよなか 寺本知〜つよく やさしく あたたかく〜	1000円
「続・人間の血は涸れず」	2000円
豊中の差別事象・Ⅵ」	300円
寺本知のとわずがたり「にんげんはすばらしい」	300円
寺本知詩集「にんげん」	1000円
にんげんを求めて「魂の糧」	1000円
忍ぶ草「寺本知は生きている」	300円
「部落差別は生きている〜豊中人権展レポート〜」	100円

インフォメーション

参加
無料

現代的課題講演会

ヘイトスピーチから考える
在日コリアンの人権

11月9日(水)

18時30分～20時30分

お話：むんごんふい
文公輝さん

(多民族共生人権教育センター理事)

会場：**蛍池人権まちづくりセンター**

問合せ：豊中市教育委員会生涯学習課

電話：6858-3134・FAX：6846-9649

◆一時保育あり：1人¥200

(実施7日前までに要申込)

◆手話通訳(実施10日前までに要申込)

被差別文化入門～「ものの
け姫」に込められた想い～

11月15日(火)

15時～17時

お話：にしだますひさ
西田益久さん

(豊中市人権教育推進委員協議会事務局長)

会場：**豊中市教育センター**

問合せ：豊中市教育委員会生涯学習課

電話：6858-3134・FAX：6846-9649

◆一時保育あり：1人¥200

(実施7日前までに要申込)

◆手話通訳(実施10日前までに要申込)

主催：豊中市・豊中市教育委員会・(一財)とよなか人権文化まちづくり協会

パネル展

「部落問題と人権」

とき：11月16日(水)～26日(土)

ところ：豊中人権まちづくりセンター

近年、発生した部落差別の事例や特徴など、パネル展示をとおして、
社会に根強く残されている部落問題の現状について紹介します。

インフォメーション

世界人権宣言 68 周年記念豊中集会

「3.11」を忘れない、想いを馳せる、記憶に刻む

映画&講演

第1部 映画上映(80分)

ドキュメンタリー「**大津波 3.11 未来への記憶**」

第2部 講演(30分)

参加
無料

お話：^{かわむら あつのり}**河邑 厚徳さん** (監督・脚本)

11月30日(火)

18時30分～20時30分

会場：豊中人権まちづくりセンター

申込：当日会場(事前申込可)

主催：世界人権宣言豊中連絡会議

問合せ：(一財)とよなか人権文化まちづくり協会

電話：6841-5300 / FAX：6841-6655



じんまち★シネマ

力道山

入場無料
申込不要

12月2日(金) 13時30分～16時

12月3日(土) 10時～12時30分

会場：豊中人権まちづくりセンター

編集後記

◇憲法をめぐる動きに対して、これから先の日本はどうなっていくのだろう？と不安を感じずにはいられません。何をどう変えていこうとしているか、もっと、分かりやすく説明して欲しい。しかし、説明されるともっと怖いかも知れない。

◇元々、田舎育ちなので、どこかで田舎でのんびり過ごしたいという気持ちもあります。でも、改めて地域の人とのつながりをつくりながら、一から生活基盤を作っていくのも大変です。◇4年に1度のオリンピックが終わりました。開催中の新聞報道など、取り上げ方に関して違和感を感じていました。選手の数など違いはあると思いますが、パラリンピックの記事はかなり少なかったし、掲載されるべき記事が削られているのではないかと思うほどでした。◇「吉本興業」といえば、知らない人はいないほどに、芸人さんが活躍されています。「笑うこと」は、健康上もいいと言われますが、気持ちの良い笑いとはそうではない笑いがあり、時には気分が悪くなるような内容も多くあります。その芸人さんの歴史には、被差別部落の仕事としての歴史にもある芸能とどのような関わりがあるのか？ないのか？後半も楽しみです。

◇3回に渡って掲載してきました吉田さんの講演の報告も今回で最終回です。日本での部落差別の問題と同じような差別の歴史をもつ国

や人達がいることに、本当に驚かされました。それぞれの差別の現状は様々だと思いますが、これまでと違った角度から、差別の問題について学ぶ機会となりました。◇これまで、部落差別を無くすために、いろんな形で取り組みが進められてきました。その取り組みの中で、どれだけ自分自身の価値観と向き合い、振り返る事が出来てきたのか？まだまだ、学びの途中ですが、1人でもたくさんの人に、自分自身の偏見や差別意識に気づく出会いの場を作りたいと思います。

◇協会も、後半の事業がスタートしました。10月25日(火)のまちづくり講座では、奈良の水平社博物館の見学に行きます。11月には、現代的課題講演会や世界人権宣言豊中集会、じんまち☆シネマなどを予定しています。それと同時に、両地域での取り組みも予定されていますので是非ご参加ください。10月21日には、リバティー裁判の傍聴に参加してきます。はじめてなので緊張しますが、しっかり聞いて来て、また報告をしたいと思います。◇最後に、今回はじめて機関誌の編集に携わることになり、今まで使った事のないソフトを使ったりで、大変でしたが、なんとか終わることができました。ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。今後とも皆様のご参加・ご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(福島)

人権相談をご利用ください

1. 人権ケースワーク事業 (豊中市からの受託事業)

●定例相談

とき：月曜・水曜・金曜日の9時～17時

ところ：蛍池事務所（蛍池人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-2315

●出張相談

とき：毎月第2・第4木曜日の13時～15時

ところ：豊中市役所第2庁舎1階広報広聴課広報係

2. 人権相談 (自主事業)

とき：月曜日～土曜日、事務所開設時（9時～17時）に随時受付

ところ：豊中事務所（豊中人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-5300

mail：jinken@tcct.zaq.ne.jp

●編集：発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL：06(6841)5300 FAX：06(6841)6655

HP：http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/

E MAIL：jinken@tcct.zaq.ne.jp 郵便振替：00960-8-153806

蛍池事務所 TEL:06(6841)2315 EMAIL:bpazk307@tcct.zaq.ne.jp